

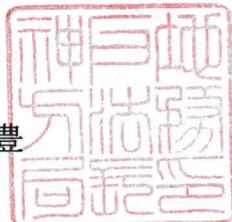


総発第792号
平成27年7月29日

開示決定等の期限の延長について（通知）

[REDACTED] 殿

神戸地方法務局長 田邊 豊



平成27年7月8日受付第752号の行政文書の開示請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

平成25年から明石市独自の出生届を使用し始めたことについて、同出生届の使用中止を求めたほか明石市に対して指導等を行った内容が分かる文書及びこれらについて内部で検討を行った内容が分かる文書（これらの添付書類を含む。）その他一式

2 延長後の期間

平成27年9月7日までの30日間

3 延長の理由

開示又は不開示の判断に日数を要するため

* 担当課等 神戸地方法務局総務課 Tel: 078-392-1821 (内線: 305)